

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 その他
 - (1) 「第28回府中市農業まつり」について
 - (2) 10月度活動報告について
 - (3) 次回の開催日
 - (4) その他

午後 2 時開会

○議長（石坂委員） 皆さんこんにちは、定刻になりましたので、ただ今から、第 4 回府中市農業委員会総会を開会します。

昨日は超大型の台風 21 号が来ましたが、たいした風も吹かずに被害がなくて、ほっとしているところでございます。

本日は、7 番、川辺委員さん、12 番、澤井委員さんから、都合により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員についてですが、慣例により、議席の順番で指名させていただきます。よろしいでしょうか。（異議なしの声）

ご異議がないようですので、本日は、8 番、都築委員さん、9 番、菊池委員さんをお願いいたします。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は 3 件です。事務局から第 1 項から第 3 項の説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第 1 号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第 4 条関係。

第 1 項、届出者は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇の〇〇、114 平方メートル。届出書が到達した日は平成 29 年 9 月 13 日、転用の目的は資材置場となっております。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は都築委員さんをお願いしております。

第 2 項、届出者は白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇、〇の合計 2 筆、369 平方メートル。届出書が到達した日は、平成 29 年 9 月 13 日、転用の目的は専用住宅となっております。

4 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしております。

〇の〇〇の〇、740平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成29年9月19日、転用の目的は建売住宅6棟となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いしています。

第3項、譲り受け人は本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、譲渡人は本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は本宿町〇の〇〇の〇〇、58平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成29年9月21日、転用の目的は通路となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、小牧委員さんをお願いしています。

第4項、譲り受け人は西東京市北原町〇の〇の〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、譲渡人は押立町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇の合計4筆、1,579平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成29年9月27日、転用の目的は建売住宅11棟となっております。

8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、川辺委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となり、その連絡の際に「現地確認をした結果、当該地は開発の準備が進んでおり、問題ない」との連絡をいただいております。

第5項、譲り受け人は立川市羽衣町〇の〇の〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、譲渡人は寿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇、是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、同所、〇〇〇〇、土地の所在は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇の合計2筆、139平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は平成29年10月13日、転用の目的は建売住宅2棟となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、伊藤委員さんをお願いしています。なお、本件は本年2月に5人の共有から今回の譲渡人4人に権利移転をして、その4人から建築業者に権利移転をし、転用するもので、当該地北側の部分を合せて建売住宅2棟を建設する計画となっております。以上よろしくお願ひします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、平田委員さん如何です

か。

○委員（平田委員） はい、現地にはクレーン車や乗用車が停まっています。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、河内委員さん如何ですか。

○委員（河内委員） はい、10日に現地確認に行きました。草が生えていますが、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第3項、小牧委員さん如何ですか。

○委員（小牧委員） はい、確認したところ支障はありませんでした。

○議長（石阪委員） はい、第4項は先ほど事務局説明があったとおりでございます。第5項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、16日に確認に行きました。草が生えていますが問題ありません。

○議長（石阪委員） 他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項から第5項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、日新町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は、日新町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、西府町〇の〇の〇の〇の合計5筆、畑、1、555平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、日新町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は、日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇の一部の合計4筆、田、1、033平方メートル。

2ページから4ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、5、6ページの案内図は当該地を示しております。

7ページから9ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、10ページの案内図は当該地を示しております。

以上の第1項、第2項の現地の確認は松村委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、第2項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、現地は20日に見に行きました。この2件は〇〇〇〇氏が亡くなりその相続ということで、奥さんと息子さんそれぞれから申請があったものです。現地の方は、5ページの方は北側の3角の部分と南側は段差がありますが、肥培管理も良く、問題ありません。6ページの方も良く耕作されていて問題ありません。10ページは田んぼとなっています。現在稲刈りも終わった後となっています。こちらも問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項については、証明することにいたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は8件です。今回は、第1項と第2項から第8項までの2回に分けて審議をしたいと思います。

まず、第1項ですが、〇〇委員さんが関係人となりますので、審議の間、若干、席を外していただきたくようにお願ひします。

（〇〇委員退席）

○議長（石阪委員） それでは、第1項の説明を事務局からお願ひします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第1項、次の者が平成26年10月1日から平成29年9月20日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、宮町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は府中町〇の〇の〇〇、〇の〇の〇、〇の〇〇の〇、〇、〇〇、新町〇の〇の〇〇、〇〇、〇〇から〇〇の合計12筆、畑、2、463平方メートル。

5ページに移りまして、5ページから8ページは、〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書でブルーベリー、野菜を生産しています。

9、10ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は田中仁志委

員さんをお願いしています。以上よろしくお願ひします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、田中仁志委員さん如何ですか。

○委員（田中仁志委員） はい、9月22日に現地に行きました。適正に管理されており問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項については、証明することにいたします。

○○委員さんが、席に戻るまで少しお待ちください。

（○○委員着席）

○議長（石阪委員） ○○委員さん、第1項については証明することになりましたので、お伝えします。

次に第2項から第8項まで、続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、それでは、第4号議題1ページに戻りまして、第2項、次の者が平成26年11月6日から平成29年10月2日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政○の○○の○○、○○○○、土地の所在は是政○の○○の○、○、○、○の合計4筆、田と畑を合せて、2,454平方メートル。

2ページに移りまして、第3項、次の者が平成26年10月6日から平成29年10月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政○の○○の○、○○○○、土地の所在は南町○の○の○から○、○の○の○から○、○の○の○、○、○の○の○、矢崎町○の○の○の合計11筆、田と畑を合せて3,625平方メートル。

第4項、次の者が平成26年11月4日から平成29年10月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町○の○○の○、○○○○、土地の所在は押立町○の○○の○、○、○、○の○○の○の一部の合計4筆、田と畑を合せて、2,272平方メートル。

3ページに移りまして、第5項、次の者が平成26年10月2日から平成29年10月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国分寺市東元町○の○の○○、○○○○、土地の所在は栄町○の○○の○、○、○、○の合計4筆、畑、3,288平方メートル。

第6項、次の者が平成26年12月20日から平成29年10月10日まで、引

き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇、田、507平方メートル。

第7項、次の者が平成26年2月12日から平成29年10月12日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、4ページに移りまして、土地の所在は白糸台〇の〇の〇、〇の〇〇の〇〇の合計2筆、畑、1,853平方メートル。

第8項、次の者が平成26年3月12日から平成29年10月12日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇、〇の〇〇の〇〇、〇〇の〇、〇、〇の〇〇の〇、〇、西府町〇の〇〇の〇、〇の合計8筆、田と畑を合せて、2,632.59平方メートル。

11ページに移りまして、11ページから13ページは、〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書でお米、各種野菜を生産しています。

14ページの案内図は当該地を示しております。

15ページから20ページは、〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

21ページの案内図は、当該地を示しております。以上の第2項、第3項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

22ページから24ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で小松菜等野菜を生産しています。

25ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

26ページから29ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種植木を生産しています。

30ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は田中仁志委員さんをお願いしています。

31ページから33ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書でお米、野菜を生産しています。

34ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川委員さんにお

願っています。

35ページから37ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書でハナミズキを生産しています。

38、39ページの案内図は当該地を示しております。

40ページか43ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

44から46ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。以上よろしくお願ひします。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。第2項、第3項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） はい、16日に確認をしました。〇〇さんは野菜とお米を作っています。〇〇さんは野菜を作っていて、いずれも問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第4項、榎本委員さん如何ですか。

○委員（榎本委員） はい、現地確認をしたところ、きちっと肥培管理がされており、問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第5項、田中仁志委員さん如何ですか。

○委員（田中仁志委員） はい、10月17日に確認にいったまいました。植木畑で問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第6項、市川委員さん如何ですか。

○委員（市川委員） はい、18日に確認に行きました。現在稲を刈り取った後となっていて、毎年、これから野菜を作っています。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第7項、田中繁委員さん如何ですか。

○委員（田中繁委員） はい、18日に確認に行きました。38ページの方はハナミズキが植えてありました。39ページの方は植木畑となっています。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第8項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、農地は3箇所に分れていて44ページの畑はビニールハウスが3棟建っています。45ページの畑はビニールハウスが4棟建っています。両方とも肥培管理も良く各種野菜を生産しています。46ページの畑は露地で、行った時にはマルチが敷かれて、栽培の準備がされていました。こちらも肥培管理も良く問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第2項から第8項については、証明することにしたします。

次に、7「その他」に入ります。（1）「第28回農業まつりについて」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（加藤主査） はい、会長、それでは資料ナンバー1をご覧ください。

第28回府中市農業まつりの開催についてでございますが、1の目的は、農産物の生産技術の向上と農業者と市民の交流、ふれあいを促進し都市農業の進行を図るとなっております。2の開催日時は、11月17日の金曜日は品評会となり、午前9時から11時30分までが品評会出品物搬入、午後1時30分から4時30分が審査となります。18日、土曜日、19日、日曜日は農業まつり及び品評会一般観覧となります。時間は両日とも午前9時から午後3時となります。3の開催場所は例年と同様、府中市郷土の森博物館本館前の芝生広場でございます。4主催から7協力団体は記載のとおりで、8の内容は、（1）農産物、植木、盆栽品評会、（2）農産物等の即売、（3）農業関係用品販売、裏面に移りまして、（4）農協、女性部、青壮年部による模擬店、（5）ステージでのビンゴゲーム等の催し物、（6）宝船等の展示、（7）行政関係団体PRコーナーとなっております。

2枚目をご覧ください。会場案内図となります。農業委員の皆さまは会場南側、農産物品評会の展示とある場所の東側に農業委員による園芸相談と表示してある場所にお集まりいただき、相談に対応をお願いします。裏面は駐車場の案内図です。

3枚目は委員さんの担当表となっております。都合が悪い場合は事務局にご連絡をお願いします。また、土曜日の集合時間は、開会式がある関係で午前8時40分と若干早くなっておりますので、よろしくをお願いします。説明は以上でございますが、本日お手元に農業まつりのチラシとポスターをお配りしています。お手数ですが、ご自宅の塀など貼れるところがあれば、貼っていただきPRにご協力をお願いします。以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

それでは、次に（2）「10月度活動報告について」及び（3）の「次回以降の開催日」を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（佐伯事務職員） はい、会長、それでは、10月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー2をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が9月19日に開催され、農地法5条の届出が1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明が1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が2件、また、生産緑地地区の制限解除について1件、その他の審議をしていただきました。

22日には、農業委員会職員の現地研究会が瑞穂町ふれあいセンターで開催され、瑞穂町の農業概要や現地視察が行われ、当日は事務局が参加いたしました。29日には、府中市の生涯学習センターで新任農業委員さんの研修会が開催され東京の農業概要やの農地関係法の研修がありました。

10月に入りまして、10月2日には、会長職務代理者、各部会長研究集会在町田市文化交流センターで開催され、町田市の農業や現地視察を行っていただきました。集会には川辺職務代理、松村職務代理、菊池部会長と事務局が出席しました。

17日は農業簿記講習会が西庁舎2階会議室で開催され、3名の方が参加されました。

続きまして、次回以降の総会開催日ですが11月は24日、金曜日、午後2時から、市役所2階の第2、3委員会室で、ここは任命式を行った控室ですが、そこで開催させていただきますので、ご出席をお願いします。12月は21日、木曜日開催予定ですが、当日は総会終了後に親睦会の忘年会を開催いたしますので、総会開始時間が若干遅くなりますので、併せてご承知おきください。

また、夏シーズンのクールビズの期間が、10月31日で全庁的に終了しますので、ご承知おきください。ご協力ありがとうございました。以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

それでは、次に、(7)の「その他」ですが、公園緑地課より「生産緑地に係る条例制定の進捗状況」の説明がありますので、よろしくお願ひします。

○公園緑地課（角倉課長） はい、会長、本日は貴重なお時間をいただきありがとうございます。

8月の農業委員会でお話をさせていただきましたが、生産緑地法の一部が改正され、生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を、法令の基準の範囲内において、各市町村で定めることができるようになりました。

この改正を受け、農業委員会及びJAマインズから生産緑地地区の面積要件の引き下げに関する要望をいただいたところでございます。

関係機関からの情報や近隣他市の状況を鑑み、本市においても面積要件を現在の

500平方メートルから300平方メートルに引き下げることとし、必要な手続きを進めてまいります。

今後、府中市都市計画審議会への報告、市議会への議案提出、審議などを経て、12月末に決定される予定です。本件については農業委員会から要望をいただいている内容なので、本日、事前に報告をさせていただきました。

なお、詳細につきましては石坂会長及び事務局と調整させていただき、市内で農業に従事されている方々を対象に説明会を開催し、皆さまに周知してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、お手元にお配りした資料は、国土交通省が作成した、生産緑地法の改正に関する資料の一部で、本日ご報告をさせていただきました内容が記載されておりますので、ご参考にしていただければと思います。ご不明な点などがございましたら、公園緑地課にお問合せをお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

それでは、その他で委員さんから何かありますか。（…）

委員さんからは、ないようなので、事務局から何かありますか。

○事務局（佐伯事務職員） はい、会長、それでは農地パトロールについてご説明いたします。これは農地管理推進月間に合わせて実施されるもので、農業委員会一丸となって進めるもので、農地パトロール確認一覧については、市の公園緑地課から依頼のあった生産緑地を対象地とさせていただきました。

確認場所ごとに担当する委員の方を割り振っております。それぞれ、ご自分の箇所をご確認いただきたいと思います。全委員で取り組む事業としておりますので、担当委員さん同士で相談のうえ、現地確認をしていただきたいと思います。

確認方法ですが、一覧表の耕作状況の農業委員確認欄に当該農地の状況を例えば、肥培管理良好とか、作付け良く管理されているとか、雑草が多く見受けられるなどと記入してください。

参考に案内図の写し、公図を後ろに添付させていただきました。合わせて活動記録カードも配布させていただきました。活動記録カードには一人ずつ実施日・委員名を記入し、活動種別はGの農地パトロールに丸を付け、一番下の30のその他に、指導した内容等があれば記入してください。

なお、農地パトロール確認一覧については、内容が網羅されていれば、各班で1部を11月24日に予定されている農業委員会総会までに事務局に提出してください。

い。

それと資産税課から調査依頼が同時に来ておりまして、平成29年農地耕作状況結果という表で主に市の一般農地の現状を調査していただくもので、該当の地区担当の方にお配りしてありますので、農地パトロールと同様、相談のうえ調査をお願いします。提出は農地パトロールと同じ11月24日までお願いいたします。以上、大変お忙しい中大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。ご質問は後で受付します。他にありますか。

○公園緑地課（宮本係長） はい、会長、今の件で一言付け加えさせてください。生産緑地パトロールの依頼を公園緑地課でお願いしている訳ですが、所有者を出来る限り現状に直していますが、申請時のお名前になっている場合も多々あります。もし、それがお分かりになった場合は、報告の際に記載していただけると大変ありがたいので、よろしくお願いいたします。

○事務局（佐伯事務職員） はい、会長、お手元の個人番号の提供書についてですが、各農業委員さんの源泉徴収票作成にあたり個人番号、いわゆるマイナンバーを記載することになっておりまして、10名の新農業委員さんのみとなりますが、こちらに記入の上、次回11月24日の総会開催日にお持ちください。その際に番号の確認のため、マイナンバーカードか、通知カードをご持参ください。お手数ですがよろしくお願い致します。

もう一点、お手元の平成29年度農業委員会活動推進フォーラムの開催についてをご覧ください。このフォーラムは、都市農業を巡る情勢を把握し、農業委員会活動の積極的な推進を図り東京農業の更なる発展に貢献するため開催されます。

日時は平成29年11月29日水曜日午後1時30分からです。場所は府中市生涯学習センターの2階講堂で内容は記載のとおりです。

なお、今回のフォーラムは記載のとおり参加人数に制限が設けられています。このような場合は、従前から、農業経営部会と土地利用部会で交互に参加することにしておりまして、去年は農業経営部会の委員さんに参加をお願いしましたので、今回は土地利用部会の委員さんに参加をお願いしたいと思います。土地利用部会の委員さんは、戸塚委員、川辺委員、菊池委員、小林委員、澤井委員、田中仁志委員、伊藤委員、河内委員、石阪会長、松村委員、小牧委員の11名です。以上の委員さんよろしくお願い致します。なお、都合で参加できない委員さんがおりましたら10

月27日金曜日までに、事務局までご連絡をお願いします。

○事務局(小柴事務局長) はい、続きまして管外研修視察についてでございますが、去る8月29日に実施についての意向調査をお願いし、それに基づき会長、両職務代理と相談し実施することになりました。本年度の日程でございますが、12月6日、7日を予定しております。研修先ですが静岡県掛川市所在の坂田種苗の研究農場と静岡県牧之原所在のお茶工場の見学を予定しています。宿泊は焼津市を予定しています。なお、早めに参加人数を把握する必要から、後日、往復はがきでご連絡をし、ご返事をいただきたいと存じますので、よろしくをお願いします。

○議長(石坂委員) はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。

○委員(松村委員) はい、先ほど生産緑地法の改正の説明の中で、今後、説明会をやるとのことですが、30年問題の説明もその中に入りますか。

○公園緑地課(角倉課長) はい、会長、生産緑地法は既に大幅な改正がなされており、新たな特定生産緑地に乗せ変えるなどの対応などもできますので、会長や事務局と相談しながら周知をはかりスムーズに進めたいと考えておりますので、面積要件だけでなく全体の説明会を実施する予定です。

○委員(市川委員) はい、説明会は市だけで行うのですか。農協でも行うとも聞いていますので、うまく連携をして国交省の担当も呼ぶなど全体を網羅し、意思統一を出来るような説明会としてもらいたい。

○公園緑地課(角倉課長) はい、会長、現在、その運用面などを含め動いている状況がありますので、都や近隣市と相談をしているところですので、会長さんや事務局、また農協とも連絡をとりながら丁寧に説明をする必要があると思っています。

○事務局(小柴事務局長) はい、今、公園緑地課から説明がありましたが、市内約440世帯の農家さんに漏れがないように市長部局、農業委員会、農協が三位一体となって対応したいと思っています。また、対応については個別な案件となると思いますので、情報収集を重ね対応していくつもりです。

○議長(石坂委員) はい、他にご質問等ございますか。

○委員(河内委員) 農地パトロールの関係で、農地パトロール確認一覧の他に農地耕作状況結果というのがありますが、これも確認に行くのですか。

○議長(石坂委員) はい、同じようにやっていただきたいと思います。調査は、近隣の農業委員さんが協力してやっても良いと思います。他にありますか(…)

ないようなので、本日の議事はすべて終了しました。

これにて、「第4回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時55分閉会